



# 新型コロナ人権相談ほっとライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

受付日時：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

相談機関：公益財団法人滋賀県人権センター

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。

※メールでの相談窓口については、9月中旬に(公財)滋賀県人権センターのホームページ上で開設予定です。

※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(予約必要)。

※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね

公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号：077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号

相談日(電話・面接相談)：月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時～12時、13時～16時

※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています(予約必要)

# 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害対応について

入口

出口

県民

- ・患者およびその家族
  - ・クラスター関係者
- 等

人権侵害  
相談対応

## 新型コロナ人権相談ホットライン

077-523-7700 (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。  
ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。  
受付日時: 月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時~12時、13時~16時  
相談機関: 公益財団法人滋賀県人権センター

※受付後は、相談内容に応じて、法務局等関係機関との連携や弁護士相談を活用し、救済につなげていきます。  
※メールでの相談窓口については、9月中旬に(公財)滋賀県人権センターのホームページ上で開設予定です。  
※弁護士相談も毎月第3木曜日に行っています(予約必要)。  
※相談で得た個人情報を目的外に使用することはありません。

通常の人権相談も行っています。困ったときは…ひとりでなやまないで電話してね  
公益財団法人滋賀県人権センター人権相談室 電話番号: 077-527-3885 〒520-0801大津市におの浜四丁目1番14号  
相談日(電話・面接相談): 月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く) 10時~12時、13時~16時  
※弁護士相談も毎月第3木曜日におこなっています(予約必要)

各種  
相談  
対応

感染症対策班

- ・感染症対策室
  - ・保健所
  - ・こころのケアチーム
- 等

人権侵害  
対応

相談事例  
集約

滋 賀 県

人権侵害対応チーム

(総合企画部人権施策推進課内に設置)

- ①人権侵害事案の集約
- ②人権侵害への対応支援

## 人権侵害等への救済例

滋賀県人権相談ネットワーク協議会との連携等

大津地方法務局

- ・人権侵害の調査、救済措置
- ・子どものいじめへの対応

滋賀労働局

- ・感染を理由とした解雇、職場での嫌がらせへの対応

県関係機関

- ・担当事務に関する対応

こころの電話相談

- ・心の悩みへの対応

各市町

- ・地域生活にかかる嫌がらせへの対応

⋮

## 人権啓発

- ・人権侵害事例からTVスポットCM、YouTube動画広告、ラジオスポットCM等に展開
- ・県啓発素材の県内市町への提供等